

## 長野県立総合リハビリテーションセンター

# 『義肢装具外来』はじめます

義肢装具を長年使用していると、経年劣化や身体状況の変化により体に合わなくなってしまう、動作に違和感を覚えたり、痛みを感じる等の問題が生じるケースがあります。

そこで、県立総合リハビリテーションセンターではこの4月から、一人ひとりの困りごとや不具合について、医師や義肢装具士、理学療法士等が協力して、専門的見地からどのような義肢装具を製作してリハビリテーションをすすめていくか一緒に考えていく外来診療を開始します。

1 診療開始 令和6年4月4日(木) ※ご予約は本日から受付可能です

### 2 対象者

現在使用中の義肢・装具に対して痛み等の不具合を感じている方

3 診療日 毎週木曜日 午前9時～正午まで

### 4 担当医師

清野 良文 (総合リハビリテーションセンター所長)  
整形外科・リハビリテーション科専門医

### 5 予約方法

患者さんの待ち時間をなるべく少なくするために予約優先制をとっております。

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 電話による診察<br>予約受付時間 | 月曜日～金曜日：午後1時～午後4時       |
| 電話番号              | 026-296-3953 (代表) 地域連携課 |
| 備考                | 土・日・祝日は予約の受付を行っていません    |

※診療にあたり、担当医からの紹介状が必要となりますので、他院で義肢装具を製作されている場合、まずは製作元の病院または業者にご相談ください。

※来院時、過去から現在まで使用している義肢装具を持参してください。

\*詳しくは長野県立総合リハビリテーションセンターの公式ホームページをご覧ください。

<https://www.nagano-reha.pref.nagano.lg.jp/gairai/jushin>

### 6 費用

医療保険の1～3割の範囲内 ※義肢装具外来は、医療費がかかります。

### 7 相談内容

義肢装具は体の一部を補ったり、<sup>まひ</sup>麻痺による手足の変形を矯正し歩きやすくするため等に使われますが、体に合わなくなると切断した部分や足裏に傷ができ、痛くて歩けなくなる等の支障が出る場合があります。

その場合、

①古くなったり壊れたことが原因であれば、修理するか新しくする(更新)、

②麻痺や変形など身体状況の悪化の場合であれば、調整するか他の装具に変更するなど、専門的な判断をしていきます。

また、当センターでは、修理や更新の時にかかる手続きや費用等についての相談もお受けします。

身体障害者更生相談所として行っている「補装具判定」とは異なります。

補装具判定については、県公式ホームページ内の更生相談室「補装具」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rehabili/kose/hosogu.html>

(問合せ先)

担当 健康福祉部 障がい者支援課  
総合リハビリテーションセンター担当 宮下  
電話 026-235-7455 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2385  
ファクシミリ 026-234-2369  
電子メール [fuku-reha@pref.nagano.lg.jp](mailto:fuku-reha@pref.nagano.lg.jp)

(問合せ先)

住所 長野市大字下駒沢 618-1  
担当 長野県立総合リハビリテーションセンター  
管理部 地域連携課 保科  
電話 026-296-3953 (代表) 内線 635  
ファクシミリ 026-296-3943 (代表)  
電子メール [reha-renkei@pref.nagano.lg.jp](mailto:reha-renkei@pref.nagano.lg.jp)